

# 資料

## 再生可能エネルギーの地産地消について

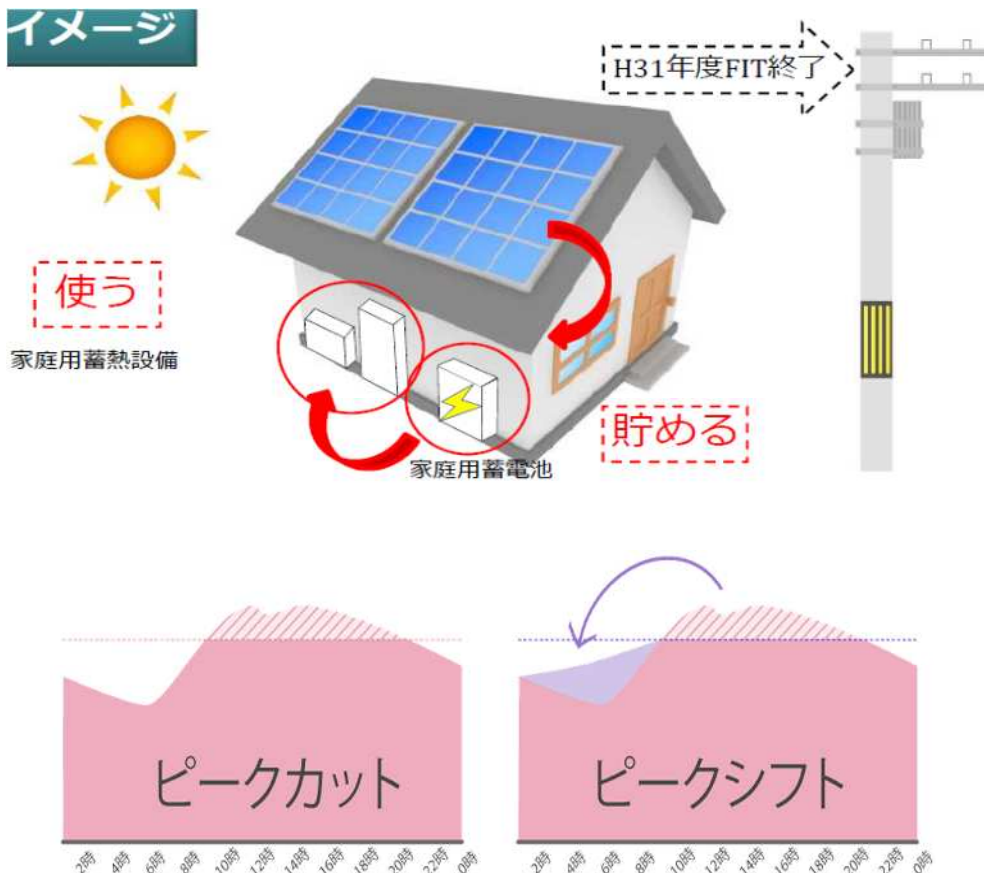
本県は、快晴日数が多いこと等により太陽光発電が盛んに行われています。

しかしながら、安定した電力を供給するためには、需要と供給のバランスを調節する必要があるため、今後も再生可能エネルギーの出力制御ルールに基づいた電力需給調整の実施の可能性があります、供給過剰となることが予測される場合は制限される可能性があります。

また、余剰電力を売電している場合は10年間の期間経過後は蓄電池や電気自動車等を活用した「自家消費」や設置者自ら相対で電力会社に売電することが想定されています。

### [蓄電池]

- 住宅における蓄電池の活用方法として、太陽光発電設備から電力を蓄電池に貯め、電力を多く使用する朝や夕方時間帯に蓄電池に貯めておいた電力を使用(放電)することで、購入する電力を減らすことができ支出を抑えることができます。また、災害時や電力不足などで停電が発生した場合、自立的に電気をまかなうことができ、非常用電源として使用することができます。



出典：太陽光発電総合情報 HP

[ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（PHV） ]

- ・ 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車（PHV）など蓄電地に貯めた電気を使用して走行する自動車の普及拡大が期待されています。自動車が搭載する蓄電地も、災害時や使用電力のピークカットにも活用することができます。



出典：スマートメディア HP

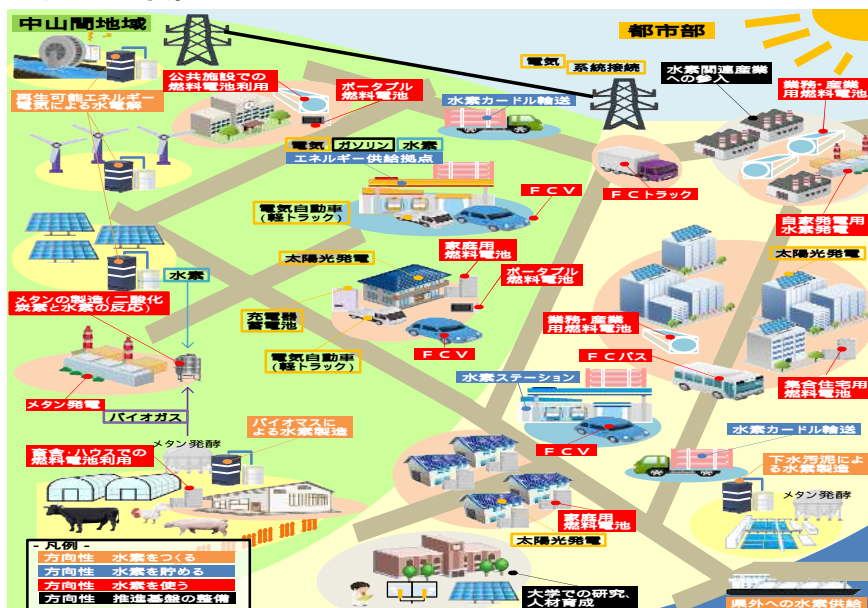
再生可能エネルギー由来の「水素」の活用

水素は、多様な一次エネルギーから様々な方法で製造できます。

例えば、水に再生可能エネルギー等による電気を流すことによって水素を製造（水電解による水素製造）することや、バイオマスからメタン発酵等により水素を製造することができます。

また、水素を用いる電力貯蔵技術は他の蓄電技術に比べて大規模かつ長期の貯蔵が可能であるため、再生可能エネルギーを一旦水素に変換しておき、その後、燃料電池により電気として使用すれば、系統接続や出力制御等の制約に縛られることなく、再生可能エネルギーの地産地消に大変役立つものと期待されます。

みやざき水素スマートコミュニティのイメージ



出典：みやざき水素スマートコミュニティ構想

## 発電事業者の地域との共生について

再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するためには、発電設備を設置しようとする自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要です。再生可能エネルギー発電事業者が発電設備を設置するに当たり、関係法令や条例を遵守することは、地域と共生する上で前提となります。しかし、関係法令や条例を遵守していても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全などの観点から、さらに対策が必要となる場合もあります。このため、再生可能エネルギー発電事業者においては、事業実施予定の地域の個別の状況を踏まえた上で事業を進めることが求められています。

また、事業の実施について、自治体や地域住民の理解を深めるためには、再生可能エネルギー発電事業者が自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることが求められています。

### 【法令の遵守】

#### 改正 FIT 法の概要

- ・ 2017年4月に施行した改正FIT法では、FIT認定事業者に対し設置する設備に標識及び柵塀等の設置が義務づけられました。
- ・ 事業計画策定ガイドライン  
認定対象が「設備」から「事業計画」に変更され、関係法令の遵守及び地域との関係構築の推奨が明記された「事業計画策定ガイドライン」が公表されました。再生可能エネルギー発電事業者は、当該事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うことが必要となりました。

### 【地域との関係構築】

- ・ 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- ・ 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するよう努めること。環境アセスメント手続きの必要がない規模の発電設備の設置計画についても自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。

FIT法：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律108号）

### 【周辺環境への配慮】

- ・ 設計・施工に当たり、発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう適切な措置を講ずるよう努めること。また、発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるよう努めること。また、太陽光モジュールからの反射光が周辺環境を害することのないよう、適切な措置を講ずるよう努めること。

- ・ 出力 20kW 以上の太陽光発電事業者は、発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画における項目について記載した標識を掲示すること。いずれの項目についても必ず記載し、事業計画の記載内容と一致するよう記載すること。
- ・ 事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が計画どおり適切に実施されているかを随時確認するよう努めること。

出典：「事業計画策定ガイドライン 2017 年 3 月策定（2018 年 4 月改訂）」抜粋

### 【自然災害に対する備え】

- ・ 太陽光発電については、出力規模により電気事業法上で事故報告義務が課されています。

最近の自然災害においては、設備の立地地域における土砂崩れや水没等によるパネルやパワコンの損傷といった被害が発生しており、台風では、強風によるパネルの損傷等が多く発生しております。

設備の設置に当たり、立地地域の特性を考慮する必要があります。

#### [ 参考 ]

土砂崩れにより崩壊した太陽光発電設備



出典：経済産業省資料

### 【環境アセスメント】

- ・ 開発事業を行うに当たり、環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業の実施前に、事業者自らが調査・予測・評価を行うとともに、環境保全措置を検討し、住民等の意見を取り入れながら、その事業を環境保全の観点からより望ましいものとしていく仕組みです。環境影響評価法や宮崎県環境影響評価条例を遵守する必要があります。

#### [ 参考 ]

環境影響評価法対象事業(2018 年 12 月末時点)

圏域	発電設備種類	予定発電規模(kW)
県南	風力発電	64,800
県南	風力発電	20,000
県北	風力発電	12,000

## 太陽光発電設備の定期点検及びリサイクルについて

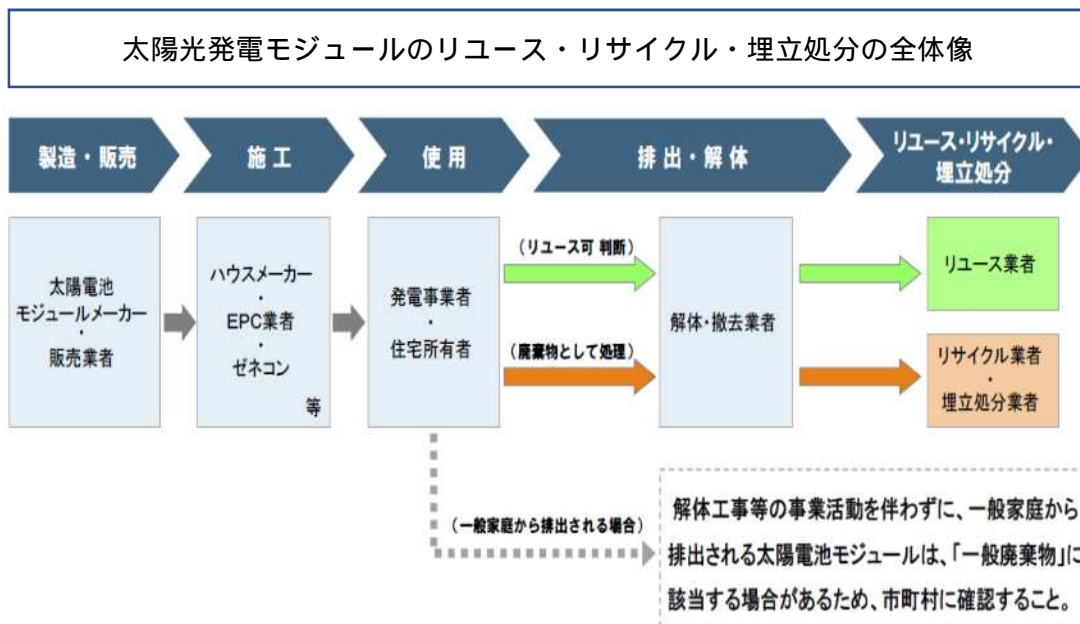
本県は、地域におけるエネルギー対策や低炭素社会づくりへの対応、豊富な日照時間を最大限利用するため、「みやざきソーラーフロンティア構想（平成 21 年 3 月）」を策定し太陽光発電の設置を推進してきました。

その後、余剰電力買取制度（平成 24 年 7 月からは「固定価格買取制度」）により太陽光発電設備の導入量は急激に増加することとなりました。

2009 年に戸建住宅に整備した太陽光発電設備については、2019 年 11 月から順次、固定価格による買取期間が終了しますが、太陽光発電設備は 10 年間以上使用することができます。

太陽光発電設備の故障については、設備導入からの時間経過により初期故障、中期故障、終期故障に分けられ、初期故障は、製造上の欠陥等により発生し、中期故障は、自然災害等により突発的に発生し、終期故障は、機器の摩耗や消耗等の経年劣化により発生し、時間経過とともに故障率が増加します。特に事業用発電設備については、買取期間が 20 年と長いため、定期的な点検や発電量の確認により設備の不良箇所を早期に見出し改修することが、本来の発電量を発揮することにつながります。

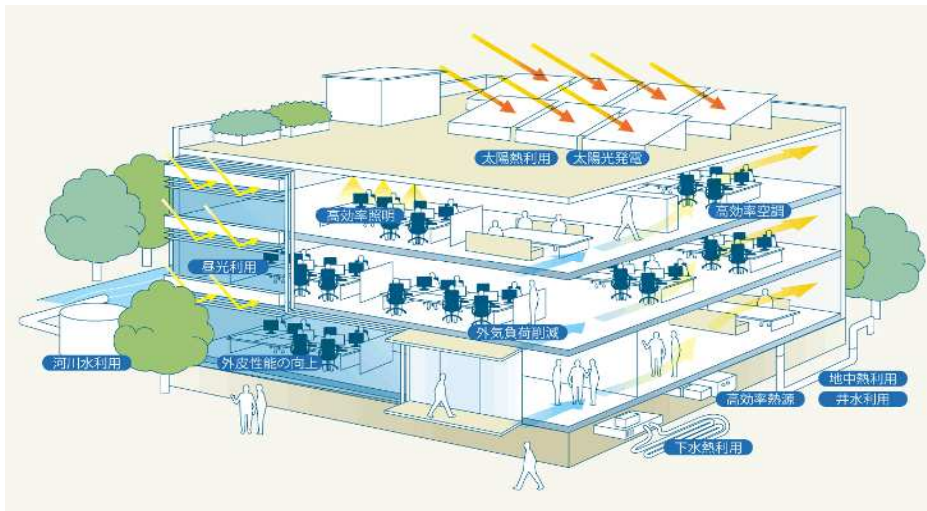
また、不要となった場合には、処分することになりますが「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（環境省：平成 30 年 12 月）」に基づき適正な手続きを経て実施する必要があります。



出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年環境省）

## ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）について

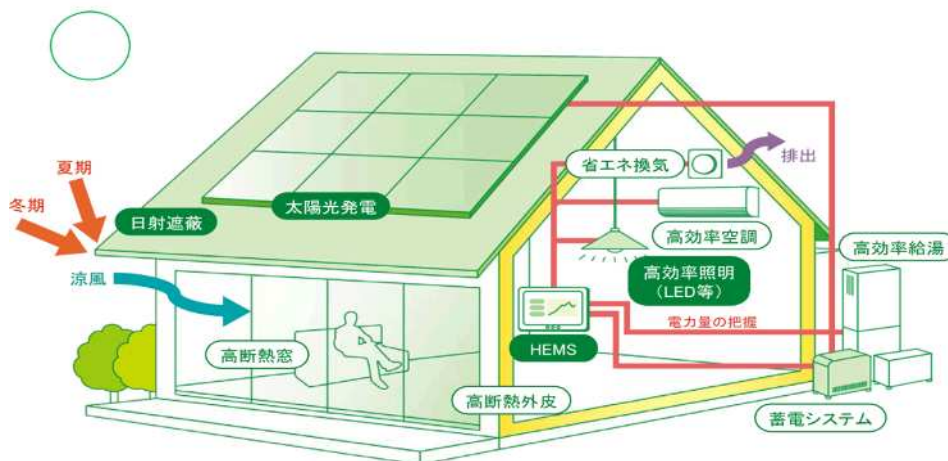
建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物です。ZEB を実現・普及することにより業務部門（企業の管理部門等の事務所・ビル、ホテルや百貨店、病院等）におけるエネルギー需給構造を改善することが期待されます。



出典：資源エネルギー庁

## ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）について

「外皮（外に面した壁、床、屋根等）の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。2020 年までにハウスメーカー等が新築する注文住宅の半数以上で、2030 年までに新築住宅（注文住宅以外も含む）の平均で ZEH の実現を目指しています。なお、ZEH を建築するためには、ZEH ビルダーとして登録する必要があります。



出典：資源エネルギー庁

## 県民・事業者意識調査

### 1 調査目的

県民、事業者の再生可能エネルギーへの関心や、再生可能エネルギーの導入状況、導入意向、導入に向けた課題等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、調査を実施しました。

### 2 調査方法

#### ・県民向け

県内保健所、総務事務センター等出先機関にアンケート文書配置、新聞、県庁ホームページにて協力依頼を実施

#### ・事業者向け

県内に所在する事業所 1,000 社に個別郵送、事業者団体に協力依頼を実施

### 3 調査期間

・2018年9月1日から2018年9月30日

### 4 回収数

・県民向け 409 件

・事業者向け 517 件

## 【県民向けアンケート調査結果】

問 次の項目について、あてはまる項目を選択してください。

	件数	割合
男性	280	68.5%
女性	129	31.5%
合計	409	100.0%

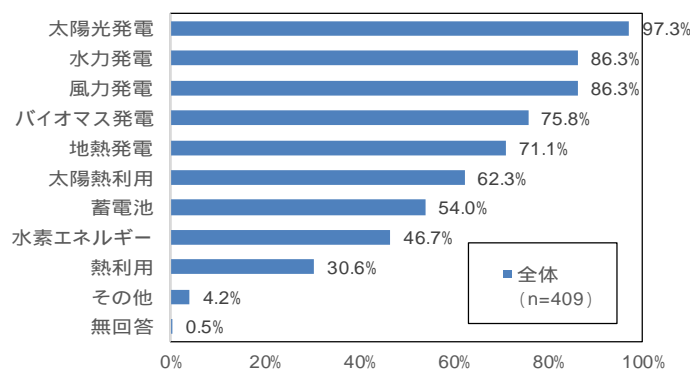
年代	件数	割合
20歳未満	1	0.2%
20歳代	71	17.4%
30歳代	82	20.0%
40歳代	110	26.9%
50歳代	109	26.7%
60歳代	31	7.6%
70歳以上	5	1.2%
合計	409	100.0%

地域	件数	割合
県北	67	16.4%
県央	211	51.6%
県南	62	15.2%
県西	69	16.9%
合計	409	100.0%

県北：延岡市、日向市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町  
 県央：宮崎市、西都市、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町  
 県南：日南市、串間市  
 県西：都城市、小林市、えびの市、高原町、三股町

問 再生可能エネルギー等について、あなたが知っているものを選択してください。  
 （複数回答）

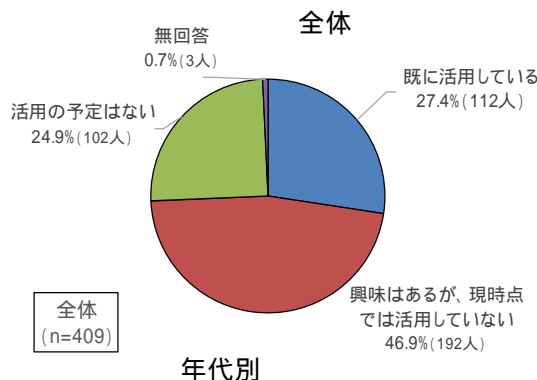
認知されている順に「太陽光発電」、「水力発電」、「風力発電」、「バイオマス発電」となっています。





問 あなたの御家庭では、太陽光発電などの再生可能エネルギー等を活用していますか。

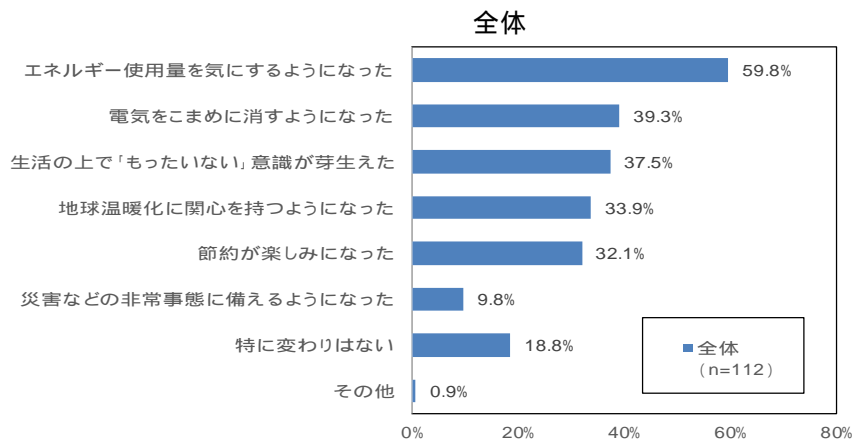
「興味はあるが、現時点では活用していない」が46.9%で最も多く、「既に活用している」は27.4%、「活用の予定はない」が24.9%となっています。年代別では、「興味はあるが、現時点では活用していない」の割合が高くなっています。



	20代以下 (n=72)	30代 (n=82)	40代 (n=110)	50代 (n=109)	60代以上 (n=36)
既に活用している	13.9%	23.2%	34.5%	32.1%	27.8%
興味はあるが、現時点では活用していない	45.8%	53.7%	40.0%	47.7%	52.8%
活用の予定はない	40.3%	22.0%	25.5%	18.3%	19.4%
無回答	0.0%	1.2%	0.0%	1.8%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 「既に活用している」を選択された方にお聞きします。  
以前と比べて意識や行動に変化があったと思いますか。（複数回答）

全体では、「エネルギー使用量を気にするようになった」が最も割合（59.8%）が高い状況にあります。年代別では「全体」と同じように、各年代とも「エネルギー使用量を気にするようになった」の割合が高く、年代が上がるにつれてその傾向が高くなっています。

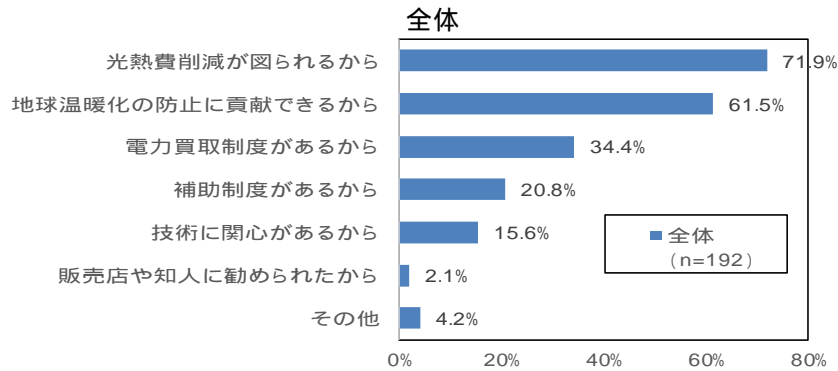


年代別

	20代以下 (n=10)	30代 (n=19)	40代 (n=38)	50代 (n=35)	60代以上 (n=10)
地球温暖化に関心を持つようになった	0.0%	21.1%	36.8%	37.1%	70.0%
生活の上で「もったいない」意識が芽生えた	20.0%	42.1%	44.7%	28.6%	50.0%
節約が楽しみになった	10.0%	36.8%	36.8%	28.6%	40.0%
エネルギー使用量を気にするようになった	40.0%	57.9%	60.5%	60.0%	80.0%
電気をこまめに消すようになった	20.0%	36.8%	47.4%	40.0%	30.0%
災害などの非常事態に備えるようになった	0.0%	0.0%	13.2%	8.6%	30.0%
特に変わりはない	40.0%	21.1%	18.4%	17.1%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%

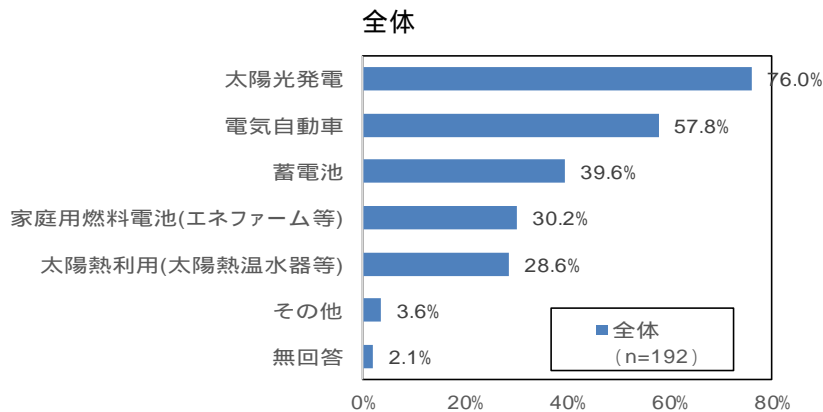
問 「興味はあるが、現時点では活用していない」を選択した方にお聞きします。  
再生可能エネルギー等に興味がある理由は何ですか。（複数回答）

「光熱費削減が図られるから」が71.9%で最も多く、次いで「地球温暖化の防止に貢献できるから」が61.5%となっています。



問 「興味はあるが、現時点では活用していない」を選択した方にお聞きします。  
どのような再生可能エネルギー等に興味がありますか。（複数回答）

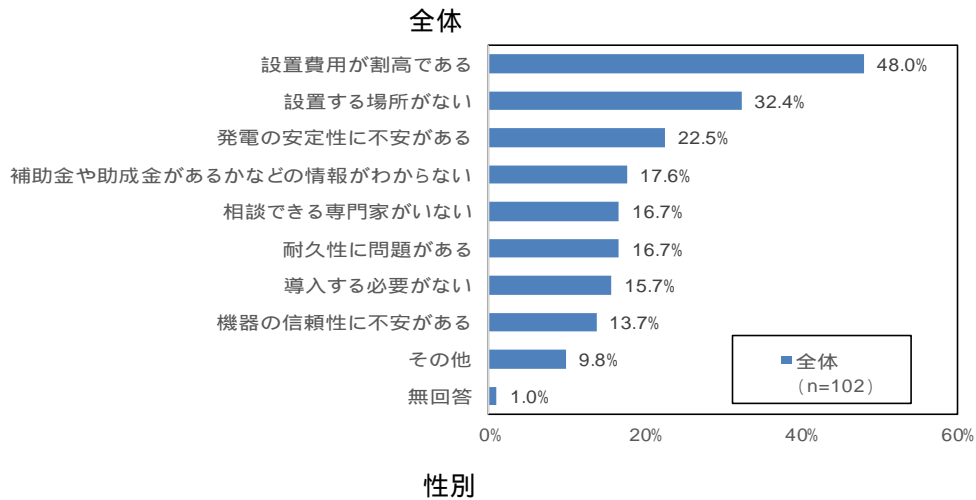
「太陽光発電」が76.0%で最も多く、次いで「電気自動車」が57.8%となっています。



問 「活用の予定はない」を選択した方にお聞きします。  
「活用の予定はない」理由は何ですか。（複数回答）

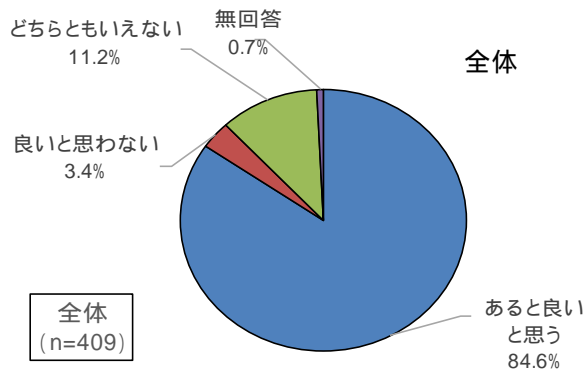
「設置費用が割高である」が48.0%で最も多く、次に「設置する場所がない」32.4%となっています。

性別で比較すると、「相談できる専門家がない」、「補助金や助成金があるかなどの情報がわからない」を選択した女性も多いです。



	男性 (n=57)	女性 (n=45)
導入する必要がない	21.1%	8.9%
相談できる専門家がない	14.0%	20.0%
設置費用が割高である	43.9%	53.3%
補助金や助成金があるかなどの情報がわからない	15.8%	20.0%
耐久性に問題がある	22.8%	8.9%
機器の信頼性に不安がある	17.5%	8.9%
発電の安定性に不安がある	28.1%	15.6%
設置する場所がない	31.6%	33.3%
その他	14.0%	4.4%
無回答	1.8%	0.0%

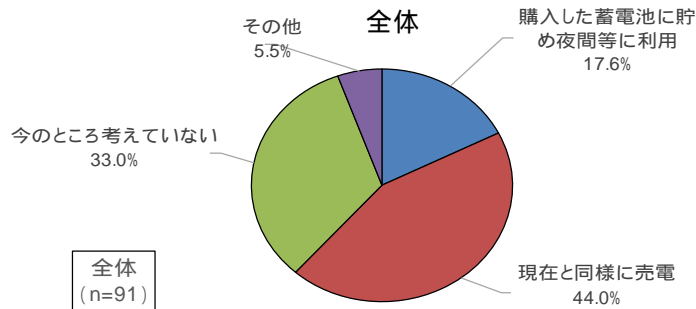
問 他県では、地元を設置した再生可能エネルギー発電施設により発電した電力を学校や公民館などの公共施設等に供給している事例（電力の地産地消）があります。あなたのお住まいの地域でもこのような取組があると良いと思いますか。



問 固定価格買取制度により売電している方にお聞きします。

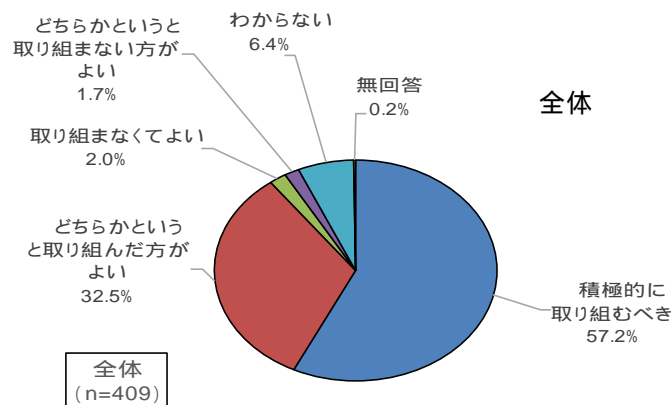
買取期間終了後は、昼間発電した余剰電力をどのように活用される予定ですか。

「現在と同様に売電」が44.0%で最も多く、次に「今のところ考えていない」が33.0%、「購入した蓄電池に貯め夜間等に利用」が17.6%となっています。

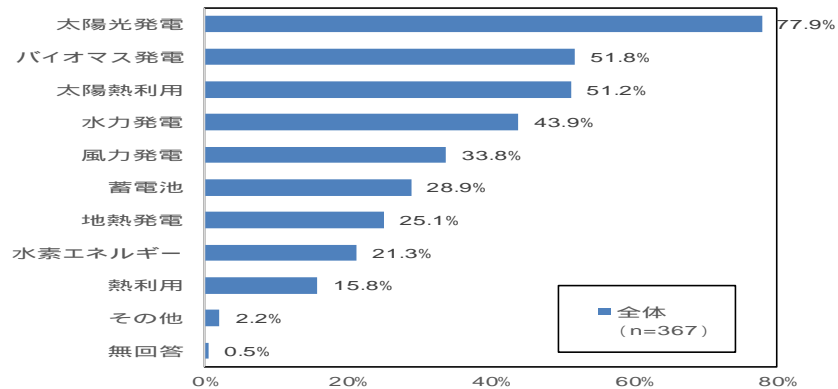


問 今後、宮崎県における再生可能エネルギーへの取組について、どのように考えていますか。

「積極的に取り組むべき」と「どちらかというに取り組んだ方がよい」の合計は、89.7%となっています。



問 今後、宮崎県で、活用した方がよいと思う再生可能エネルギーは何ですか。



## 【事業者向けアンケート調査結果】

問 次の項目について、あてはまる項目を選択してください。

### [形態]

選択肢	件数	割合
店舗	42	8.1%
事務所	148	28.6%
工場	203	39.3%
その他	124	24.0%
合計	517	100.0%

その他：医療、福祉施設、学校、農場等

### [業種]

選択肢	件数	割合
農林水産業	33	6.4%
建築業	36	7.0%
製造業	212	41.0%
電気・ガス・水道業	6	1.2%
運輸業	24	4.6%
小売業	40	7.7%
金融業	2	0.4%
不動産業	3	0.6%
その他	160	30.9%
未記載	1	0.2%
合計	517	100.0%

### [従業員数]

従業員数	件数	割合
1～9人	136	26.3%
10～29人	130	25.2%
30～49人	73	14.1%
50人以上	178	34.4%
合計	517	100.0%

### [所在地]

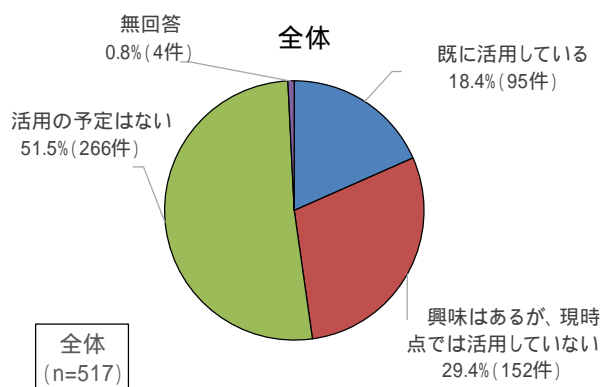
選択肢	件数	割合
県北	130	25.1%
県央	261	50.5%
県南	40	7.7%
県西	86	16.6%
合計	517	100.0%

問 事業所で自ら太陽光発電などの設備を設置し、再生可能エネルギー等を活用していますか。

「既に活用している」は18.4%で最も多く、次に「活用の予定はない」が51.5%、「興味はあるが、現時点では活用していない」が29.4%となっています。

形態別では、店舗以外は「活用の予定はない」が約半数となっており、店舗は「興味はあるが、現時点では活用していない」が45.2%で、他の形態と比べて割合が高くなっています。

産業別では、「全体」と概ね同じ状況となっています。その中で、第1次産業は「興味はあるが、現時点では活用していない」が48.6%で他の産業より割合が高くなっています。



形態

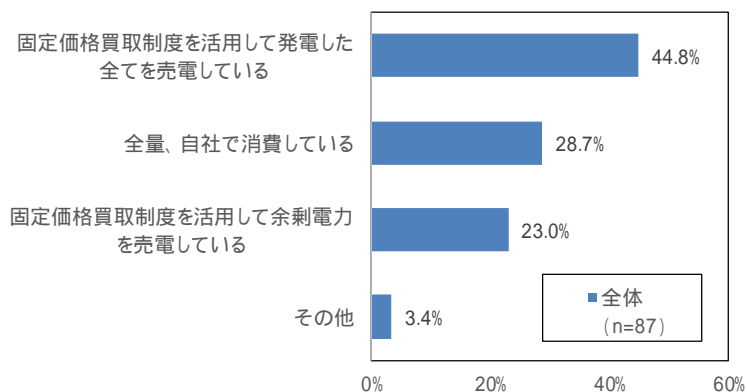
	店舗 (n=42)	事務所 (n=148)	工場 (n=203)	その他 (n=124)
既に活用している	11.9%	14.9%	21.2%	20.2%
興味はあるが、現時点では活用していない	45.2%	24.3%	29.1%	30.6%
活用の予定はない	40.5%	60.1%	49.3%	48.4%
無回答	2.4%	0.7%	0.5%	0.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

産業別と製造業

	第1次産業 (n=35)	第2次産業 (n=261)	第3次産業 (n=220)	製造業 (n=212)
既に活用している	14.3%	19.2%	18.2%	19.8%
興味はあるが、現時点では活用していない	48.6%	28.0%	28.2%	28.3%
活用の予定はない	34.3%	52.5%	52.7%	51.4%
無回答	2.9%	0.4%	0.9%	0.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問 貴事業所で導入している再生可能エネルギーはどのように活用していますか。

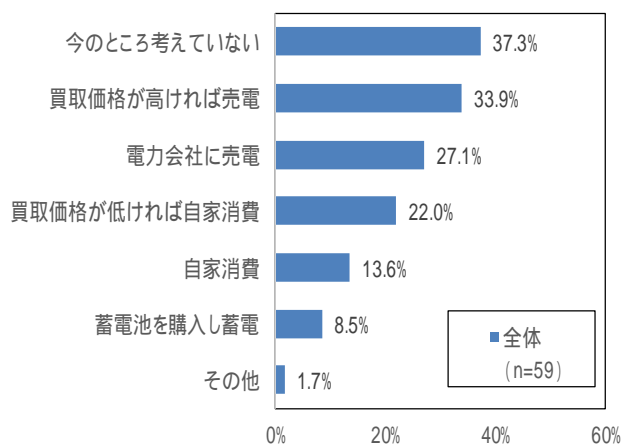
「固定価格買取制度を活用して売電している」（全量と余剰電力の売電の合計）は、67.8%となっています。



問 上記問で、「固定価格買取制度を活用して売電している（全量、余剰電力）」を選択した事業所にお聞きします。

貴事業所で導入している再生可能エネルギーについて、固定価格買取制度の期間終了後は、どのように活用する予定ですか。

「今のところ考えていない」が 37.3%で最も多く、次に「買取価格が高ければ売電」33.9%となっています。



問 「興味はあるが、現時点では、活用していない」を選択した事業所にお聞きします。どのような再生可能エネルギー等に興味がありますか。（複数選択）

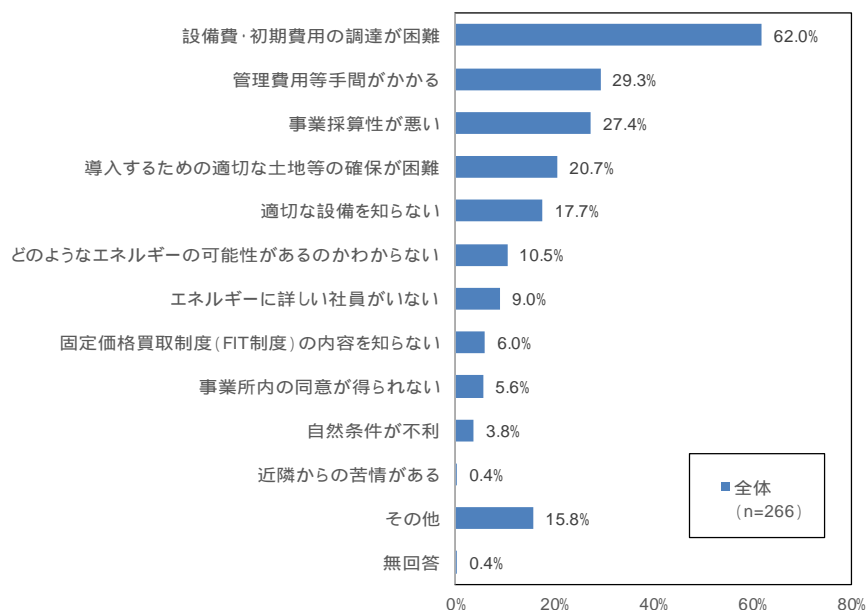
「太陽光発電」が87.8%で最も多く、次に「蓄電池」32.7%、「電気自動車」29.9%となっています。

再生可能エネルギー等		全体 (n=147)	
太陽光発電		87.8%	
太陽熱利用(太陽熱温水器等)		19.0%	
バイオマス 発電	木質系 バイオマス	森林バイオマス	5.4%
		製材残材	2.7%
		建築廃材	2.7%
		その他(剪定枝等)	2.0%
	製紙系バイオマス		2.0%
	農業残さ		8.8%
	家畜糞尿・汚泥		9.5%
	食品系バイオマス		9.5%
バイオマス熱利用		8.8%	
水力発電		17.0%	
風力発電		14.3%	
温度差熱 利用	地中熱利用	3.4%	
	下水熱利用	0.7%	
	河川熱利用	2.0%	
蓄電池		32.7%	
電気自動車		29.9%	
事業用燃料電池		10.2%	
その他		1.4%	



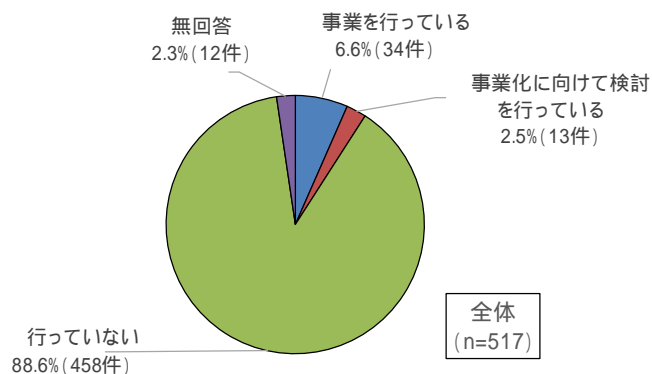
問 「活用の予定はない」を選択した事業所にお聞きします。  
「活用の予定はない」理由は何ですか。（複数回答）

「設備費・初期費用の調達が困難」が 62.0%で最も多く、次に「管理費用等手間がかかる」29.3%、「事業採算性が悪い」27.4%となっています。



問 貴事業所において、再生可能エネルギー設備の考案、製造、設置工事、販売など再生可能エネルギーに関わる分野の事業を実施していますか。

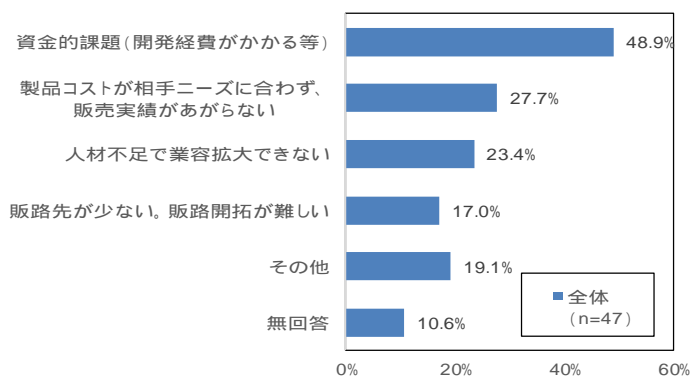
「行っていない」が 88.6%で最も多く、「事業を行っている」、「事業化に向けて検討を行っている」を合わせた、この分野に関心のある事業所は 9.1%となっています。



問 上記質問で「事業を行っている」、「事業化に向けて検討を行っている」を選択した事業所にお聞きします。

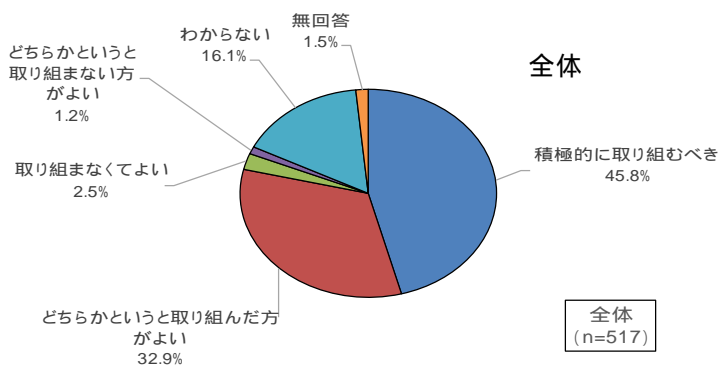
事業活動を行う上で課題は何ですか。（複数回答）

「資金的課題（開発経費がかかる等）」が 48.9%で最も多く、次に「製品コストが相手ニーズに合わず、販売実績があがらない」27.7%となっています。

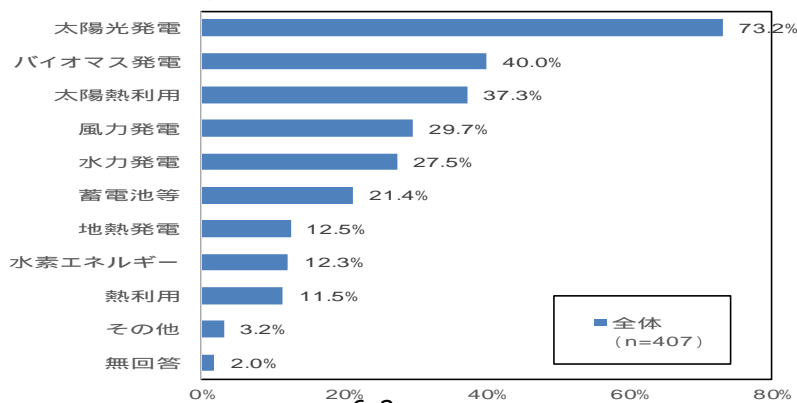


問 今後、宮崎県における再生可能エネルギーへの取組について、どのように考えていますか。

「積極的に取り組むべき」（45.8%）と「どちらかというに取り組んだ方がよい」（32.9%）の合計が78.7%となっています。



問 今後、宮崎県において、活用した方がよいと思う再生可能エネルギー等は何ですか。



宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 名
委員	迫田 達也	宮崎大学工学教育研究部 教授
	太田 靖之	宮崎大学テニユアトラック推進機構 助教
	下津 義博	特定非営利活動法人おひさまネットワーク代表
	横田 康裕	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 九州支所 主任研究員
	薬丸 雅生	小水力発電コンサルタント
	田畑 博之	九州電力株式会社宮崎支社 企画・総務部長
	隈部 智代	消費生活アドバイザー
	詠田トキ子	特定非営利活動法人みやざきエコの会理事長
	富山 幸子	公益財団法人宮崎県産業振興機構常務理事
	羽生 宗弘	一般社団法人宮崎県工業会事業担当課長
	甲斐 敏弘	日之影町地域振興課長
オブザーバー	竹内 一雄	九州経済産業局エネルギー対策課長

【用語説明】

番号	用語	説明
* 1	非化石エネルギー	原子力エネルギーや水力発電、地熱発電、太陽光発電、風力発電などを活用したエネルギー。化石燃料に由来しないエネルギー。
* 2	化石エネルギー	石炭、石油、天然ガス、LPガスなど、古代地質時代の動植物の死骸が化石化し燃料となったものを活用したエネルギー。
* 3	シリコン半導体	電気を通しやすい導電体と電気を通さない絶縁体の中間の性質をもった中間的な物質で、材料にケイ素（シリコン）を使用した半導体。
* 4	林地残材	樹木を伐採して丸太にする際、建築用材などに利用できない部分で、通常林地に放置される残材。
* 5	温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある大気中の二酸化炭素やメタンなどのガス。
* 6	電源構成	発電に利用される電源（火力、原子力、水力等の再生可能エネルギー）の内訳。（エネルギーミックスともいう。）
* 7	エネルギー起源二酸化炭素	燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素。日本では地球温暖化につながる温室効果ガス7種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）が対象。
* 8	環境家計簿	地球温暖化防止を目的に、家庭で消費する電力・ガス・水道などのエネルギーの二酸化炭素の排出量を算出できる家計簿。
* 9	宮崎県庁地球温暖化対策実行計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定が義務づけられた地方公共団体実行計画(事務事業編)。
*10	宮崎県グリーン購入基本方針	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき策定している環境に配慮したものを優先的に購入するための基本方針。
*11	宮崎県地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって都道府県知事が指定するセンターで、地域における地球温暖化防止に関する活動を実施。 指定団体：NPO法人ひむかおひさまネットワーク ホームページ： <a href="http://www.himuka-ohisama.net/">http://www.himuka-ohisama.net/</a>
*12	地球温暖化防止活動推進員	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止の取組を進める者として、都道府県知事が委嘱した者。

*13	宮崎県次世代エネルギーパーク	再生可能エネルギーをはじめとする次世代のエネルギーに実際に見て触れることで、環境教育の推進を図る体験型施設。（資源エネルギー庁が認定）
*14	エネルギーマネジメントシステム（EMS）	電気、ガス、熱など、エネルギーの見える化や設備の最適運用を実現するためのシステム。
*15	スマートコミュニティ	再生可能エネルギーの導入とエネルギー使用の効率化を行い、住宅やビル、工場等に新たな技術を導入し、総合的なエネルギーマネジメントを展開する地域。